

組 織 ・ 会 則

岡山実験動物研究会役員

会 長

三谷 恵一 (IPU・環太平洋大・教授)

理 事

石井 猛 (岡山理科大・工学部・教授)

大熊誠太郎 (川崎医大・薬理学教室・教授・
中央研究部・医用生物センター長)

倉林 謙 (森ノ宮医療大・保健医療学部・教授)

嶋村三智也 (㈱クラレ・くらしき研究所・構造解析
グループ・研究専任職)

福田 勝洋 (岡山理科大・理学部・動物学科・教授)

常務理事

浅田 伸彦 (岡山理大・理学部・動物学科・教授)

新井 成之 (㈱林原生物化学研究所・研究センター
・医薬研究部門・主席研究員)

大森 斎 (岡山大大学院自然科学研究科・生物機
能工学・教授)

河田 哲典 (岡山大教育学部・食物学・教授)

国枝 哲夫 (岡山大大学院自然科学研究科・動
物遺伝解析学・教授)

杉本 幸雄 (岡山大大学院医歯薬学総合研究科
・薬物作用解析学・准教授)

高橋 徹 (美作大大学院生活科学科・生活科学
部・准教授)

辻 岳人 (岡山大大学院自然科学研究科・動物
遺伝解析学・助教)

辻岡 克彦 (川崎医大・生理学教室・教授)

内藤 一郎 (新見公立短期大・看護学科・教授)

山本 敏男 (岡山大大学院医歯薬学総合研究科
・再建科学専攻・教授)

監 事

菊永 茂司 (ノートルダム清心女子大・人間生活
学部・教授)

高橋 純夫 (岡山大大学院自然科学研究科・生体
制御科学・教授)

[第 57 回岡山実験動物研究会の開催]

平成 21 年 6 月下旬 (日時は未定) 午後到大森 斎先生のお世話で岡山大学工学部の建物内で開催を予定しています。一般講演、特別講演などを企画します。一般講演では会員の皆様からの積極的なお申込をお願い致します。

[事務局からのお知らせ]

会長「あいさつ」にも紹介されているように、今年度から本研究会の事務局は会計、編集、総務、ホームページ(HP)を各理事が重複分担して、執行することになりました。会の運営や研究会の企画、会報の編集などにご希望、ご意見がありましたら、ご遠慮なく最寄りの常務理事までご連絡下さい。

事務局 (総務担当) の宛先は以下の通りです。

〒700-8530 岡山市津島中 1 丁目 1-1

岡山大学農学部 国枝哲夫

TEL:086-251-8314

FAX:086-251-8388

E-mail:tkunieda@cc.okayama-u.ac.jp

[会費納入のお願い]

平成 20 年度の年会費として、正会員は 1,000 円、賛助会員は 30,000 円 (一口) を徴収致しますので、本会報に挟み込まれている郵便払込通知票を用いて、年会費をお振込下さいますようお願い致します。

[編集後記]

本会報は 7 編の特別講演要旨をお寄せいただいたこともあって前号に比べてはるかに頁数が多く、読み応えのある冊子になりました。ご寄稿いただいた講師の先生方、会員の皆様方にお礼申し上げます。事務局の不幸で会報の発行が大幅に遅れてしまいましたことお詫び致します。

数年前から懸案だった研究会報(第 1 号～第 24 号)のバックナンバーの製本ができ、さらに岡山大学リポジトリへ電子媒体化して、永久保存するとともに、世界へ情報発信ができるように努めたいと存じます。

岡山実験動物研究会会則

(名称)

第1条 本会は岡山実験動物研究会（英文名：Okayama Association for Laboratory Animal Science）と称する。

第2条 本会は岡山県内並びに県外において実験動物及び動物実験に関心をもつ人々によって組織された団体である。

(目的)

第3条 本会は実験動物及び動物実験についての知識の交流をはかり、あわせてこれら関連領域の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術集会、講演会等の開催
2. 会誌及び関係学術資料の刊行
3. 会員相互の連絡
4. その他必要と認められる事業

(会員)

第5条 本会の会員は次の通りとする。

1. 正会員 本会の目的に賛同して、所定の入会申込書を提出した個人とする。
2. 賛助会員 本会の目的に賛同し、理事会の承認を経て所定の入会申込書を提出した個人または法人とする。
3. 名誉会員 本会の発展に功労があった者で、理事会の承認を経て推薦された者とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

1. 理事 15名以上25名以内（うち、会長1名及び常務理事若干名）
2. 監事 2名
3. 評議員 若干名

(役員を選任)

第7条 会長及び常務理事は理事の互選によりこれを定める。理事は正会員の互選により選出された者とする。監事及び評議員は理事会が選出し、会長がこれを委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。必要に応じ理事会及び常務理事会を召集する。会長に事故あるときは、理事の互選により1名を選び、会長の仕事を代行する。
2. 理事は理事会を組織し、本会の会務を審議し、議決する。
3. 常務理事は会長を補佐し、庶務、会計、渉外、集会、広報などの実務を担当する。
4. 監事は本会の会計を監査する。
5. 評議員は評議員会を組織し、会長の諮問をうけ、重要事項を審議する。

(役員任期)

第9条 本会の役員任期は2年とし、再選は妨げない。

(会計)

第10条 本会の経費は正会員並びに賛助会員の会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。会計年度は暦年度とし、会費は別に定める。

(運営規則)

第11条 本会の運営はこの会則によるが、会則の変更は理事会の議決を経て、総会の承認を受けることとする。

(総会の構成)

第12条 総会は正会員をもって組織する。

(退会)

第13条 会員が脱会しようとするときは、脱会届けを会長に提出しなければならない。

(事務局)

第14条 本会に事務局を置く。

本会則は平成2年12月1日より施行する。

本会則は平成15年11月28日に一部改正。